

フランシス・テラー・ピゴット著

治外法権(七)

——領事管轄権と東洋諸国における居留に関する法——

岩村 等 訳

本稿は、Francis Taylor Pigott, *Exterritoriality. The Law relating to Consular Jurisdiction and to Residence in Oriental Countries*, London, 1892の邦訳である。

目次

序章

本主題の用語についての注釈

第一章 管轄権を支配する基本原則

第二章 忠誠義務

大使と領事とに影響を及ぼす域外法の制定についての注

積(以上二六号)

第三章 原則の非文明諸国への拡張——治外法権の一般

理論

第四章 女王の領土外管轄権に対する議会の関係(以上

二七号)

第五章 女王の領土外管轄権に対する裁判所の関係

一般的な域外的立法についての注釈(以上二八号)

第六章 黙許による管轄権——最惠国待遇

第七章 領土外管轄権法と適用法(統)(以上第三〇号)

(承前)(以上三一号)

第八章 管轄権の特別な形式

第九章 外国人に影響を与える管轄権（以上三三二号）

第一〇章 条約による付与の直接的諸結果

第十一章 枢密院令の一般的構造（以上本号）

第一〇章 条約による付与の直接的諸結果

上述のようにして、治外法権的諸条約のもとで獲得された管轄権の一般的性格と付与の異なる諸形態とを考察して来たが、多少とも全般的な付与から流出する合法的諸結果が何であるのを見ることがある。幾つかの一層の諸結果が明白に存在するに違いない。というのは、紛争を解決する権利が与えられるならば、それらの決定にとって必要な措置を取る権利も含まれているに違いないからである。

A. 第一に、臣民に対する管轄権の付与は、それが全般的にすべての民事事件と刑事事件での管轄権であれ、または、臣民の間の民事的な紛争での管轄権だけを含むようにずっと特定されていようと、この管轄権を行使するために必要な措置をとる権利を当然に伴うものであった。このことは、主権の被授与者の名前で活動する裁判所を設立することが重要であると考えら

れねばならない所にまで及んだ。そして、裁判所の設立とともに、この組織がその活動のための主権の権限に通常依存するとしても、裁判所が裁判所に当事者を連行し、その判決を強制することを可能とするすべての必要な組織を設立する権利が続いて出現しなければならなかった。

枢密院令は、したがって治外法権的裁判所を規制するためにイギリスの民事と刑事の訴訟手続の全体を導入した。

召喚令状と執行令状、令状、サビーナおよびすべての命令的文書は、女王の名前でその臣民に発行されてよいし、それらの文書に対する不服従は、イングランドで不服従が罰せられるように罰せられてよい。

私は、議論を進めるうえで、便宜上、イギリスの訴訟手続が導入されると想定する。もちろん、なんらかの他の規則の集大成が発布されることができ、または、必要な規則を領事の裁判官が自分で制定する権限がかれに与えられてもよいということとは、有り得ることである。

大多数の事例では、刑事の管轄権の付与のもとで、刑罰権もまた付与されていると見られる。しかしながら、逮捕の権利は除外されている。そして、イギリス臣民である加害者が条約国の警察によって逮捕されイギリス当局に引き渡されなければならない

らないのか、または、加害者がイギリス当局によって逮捕されなければならないのかという問題が生じる。しかし、加害者がイギリス当局によって逮捕されなければならないならば、または、加害者がイギリス当局によって逮捕されてもよいだけであつたとしても、イギリス臣民に適用されることができる刑事法の執行に特別に関係する一群の人物が存在しなければならぬといふことになる。言い換えると、イギリスの警察があらねばならない、または、あつてもよいことである。「ねばならない」という言葉は、あつたとすれば、義務に関係しており、条約国の主権者との関連で、条約によってイギリスの主権者に与えられている。「てもよい」という言葉は、イギリス臣民に対して条約によって与えられた権利に関係している。

しかし、加害者の逮捕は、警察のすべての義務の一部分に過ぎないだけであり、より広範な権限が警察に与えられてもよいのかどうかという問題は、「治安」と「秩序」とイギリス臣民に対する「よき統治」のために、どの程度なされてもよいのかということにかかっているように思われる。

B. 多くの場合に、刑事事件をイギリス当局と関連させるうえで、はっきりした表現が大英帝国のすべての法についてなされていることが発見されよう。すなわち、「なんらかの犯罪を

なしたイギリス臣民は、……大英帝国の法律に従つて……審問され、刑罰を課される」。しかし、他の場合に、事件に適用されることが出来る法律についてのこの明確な言及が除外されており、この条項は以下のように単純である。すなわち、「何らかの犯罪でイギリス臣民が告発される場合に、……かれは、もっぱらイギリス領事によって審問され、判決を受ける」。

民事事件での言及は、適用されるべき法律を述べることがめつたにない。紛争は、イギリス当局の管轄内に置かれるだけに過ぎない。明確な言明が決定する法律について一切なされないすべての場合に、紛争を解決する権利と、行為の犯罪性に関して審問し判決を下す権利の両者は、それ自体の内の、そして必然的な結果として、どのような法律によって紛争が解決され、行為の犯罪性が決定されるのかを決定する権利を含んでいる。イギリス法全体の導入は、したがって完全に正式に認められている。

C. しかし、このこと自体は第三のかつ重要な原則を生み出す。

イギリス臣民の間の民事紛争がイギリス法によって解決されることになっているならば、そして、外国でのすべての他の居住者に対するかれらの行為の犯罪性がイギリス法によって決定

されることになっているならば、他の外国人とのかれらの民事的または商事の取引においても、そして外国でのすべての人民に対するかれらの全般的振る舞いにおいても、イギリス臣民はイギリス法に従わなければならない。かれらがそうしなければ、事情によっては、かれらは、紛争、または刑事的告発がなされるという危険を負担し、かれらの行為はその法によって判決を下されよう。

この原則は、すべての臣民にとって多分最も重要であって、たしかに、最も間違つて理解されている。この原則の適用において、われわれがやがて見るように、この原則は非常に範囲が広い。だが、この原則が派生した源はすべての目的のためにイギリス臣民を統治するためにイギリス法が導入されているという観念を明確に排除していることを心に止めておくことが重要である。さらに、いずれかの他の目的のために土着の法律の作用からイギリス臣民が除外されるということからは、それらが付与の条項から合法的に推定されているということ以外には何事も推定されない。

外国人および同国人との関係でイギリス臣民を支配する法律は、紛争が生じるときに紛争に決定を下す権利が授けられる主権者の権限に同じ方法で依拠しなければならない。そして、臣

民が原告または被告であるかに応じて、訴訟が被告の国の裁判所の管轄権に従属する時に、その裁判所がその国の法律を執行するということが一般原則として結果として生じるからである。このことから、行為の一般的規則は一切推定されることはできない。しかしながら、この点は誤解されてはならない。大英帝国の領事裁判所は、イギリスの裁判所が適用する同一の法律をいづれかの場合に適用する。イギリス臣民と外国人との間の取引で、イギリスの法律は、外国の法律の原則が適用されるべきことをしばしば要求する。そして、同一の規則は、それが適用され得る事例で、領事裁判所でも有益である。

この点は後の節でもっと完全に考察する。

D. 女王の領事裁判所がその権限をそれらの領事裁判所が設立された国の主権者から導き出すことを考えると、領事裁判所の管轄権の領域がその国の主権者の領土に従属する領域と一致しなければならないということが結果として生じる。一方で、その領域は、それが明示的に言明されていない限り、より小さいものではない。したがって、その管轄権はその国全体に拡張するのであって、条約港に限定されない。他方で、その管轄権は、その国の主権者が彼自身が所有していないことを付与できないから、その領域を越えて拡張するものではない。というの

は、あらゆる主権者がかれの臣民がいるところではどこでも臣民のために立法してもよいということを想定したとしても、立法による規則は、存在したとしても、厳格に臣民に限定されるのであって、外国人に関して存在することを少しも許されない。そして、裁判所がもっている唯一の権力が条約の付与に依存しているように、イギリス臣民の行為が、管轄権の自然の制限の外でなされた時に問題とされる事件を処理する権限を、裁判所に与えることは不可能であるし、これらの制限の範囲のうちにないイギリス臣民を扱う権限を与えることも不可能である。連合王国の裁判所がそのような権限をもっているという事実は、領事裁判所が同じような権限をもっているということの論拠とは一切ならない。したがって、イギリス法全体の輸入が大英帝国の当局の管轄権にイギリス臣民を従わせることの合法的結果であるけれども、域外的法律が海外でなされた行為を扱っているか、または、自らがその管轄権の外にある人物を扱っているかのいずれにしても、例外が域外的法律の場合に作られなければならないということが結果として生じる。条約の付与の効果は次のことである。すなわち、管轄権が——条約で規定されているように——、付与がなければ条約国の主権者の主権の権利によって主権付与者の管轄権の範囲内にある臣民に関して、女

王に与えられていることである。

なおさら、領事裁判所のために、特別に議会で通過された、または、枢密院令が制定される権限を与える法律は、治外法権的効力をもっているし、条約の付与の条項の限界を越えるものである。

しかし、一般的な考慮すべき事柄はさておき、すべての条約は、それ自身管轄権に対して厳密な制限を通常与えている。すなわち、条約で言及された民事紛争は、主権の付与者の領土内で生じる民事紛争である。条約で言及された犯罪は、主権の付与者の領土内で生じる犯罪である。

この原則を一般的法律に適用すると、一八六一年法の治外法権の規定によってイングランドで審理されるべき海外にいるイギリス人によって犯された殺人が、犯罪人が東洋諸国に居住しているにもかかわらず領事裁判所で審理されることができないことは疑問の余地がないように思われる。そして、民事事件では、領事裁判所にとって、管轄外での令状の送達または令状の告知に関するイギリス裁判所規則を適用することが同じように不可能であろう。^(註)

そして、さらに、枢密院令によって主権者が領事裁判所に治外法権的管轄権を与えることを可能とする領土外管轄権法のそ

料
これらの特別な条項は、上記の命題によって直接異議を申し立てられる。

この治外法権的管轄権は三つの種類からなっている。

資

第一は、海上でなされた犯罪に関係している。

第二は、近隣の植民地への裁判または処罰のための犯罪者の移送に関係している。

第三は、女王の領土からの逃亡犯罪人に関係している。

これらの各々は別個に分離して考察されなければならない。

まず、そこで、海上でなされた犯罪に関してである。

それらの犯罪は、二つの等級に分割してよい。領水の内部でなされた犯罪と公海でなされた犯罪である。

(注) 治外法権的法律をイギリス法の本体に組み入れることは、私にとっては、本書で提出されたいずれの理由によっても間違っているように思われる。もし、このことがそうでないならば、その結果は奇妙なことになる。というのは、領事裁判所は、植民地裁判所よりもより広範囲な管轄権をもつことになるだろうからである。そこで適用可能な唯一の治外法権的法律は植民地に拡張された帝国法である。

「フランコニア」訴訟(『ロー・リポーツ』、財務裁判所、第

二巻、六三頁)で推定されたように、領水について的一般法は、有名な「三マイル制限」が国際法の不文法の部分として存在しない、すなわち、さまざまな国の立法府が公海のような地域に主権者の管轄権を拡張する法律を通過させることは合法的であるということであった。だが、その他の国が望むならば、そのような公海に拡張する他の国の法律を確認するもしないも適法であるということでもある。この法律は、「領水法(一八七八年)」の前文によって言明されているように(前文というものがこの法律の解釈とみなされないのは本当ではあるが、この法律の前文が刑事留保問題付託裁判所の判決と衝突するのは奇妙である)、女王陛下の正当な管轄権が女王の領土の「防衛と安全にとって必要な距離まで」常に拡張しているし、また、拡張して来たということである。そして、同一のことが、もちろん、その他の主権者についても真実なのである。そして、これらの要求は一般的に承認されるだろう。

この点が現在の主題に関係しているのは以下のことである。すなわち、領事裁判所が設立されている国の主権者がかれの領土の「防衛と安全にとって必要な距離まで」公海に対する管轄権を要求するならば、その領域に対するそれらの領事裁判所の管轄権はその国の主権者に由来し、その通常の管轄権がそうで

治外法権（七）

あるように条約に基づいているのである。

しかし、この領域を越えて、公海上では、たとえば日本の天皇によって他の国の主権者に対して付与されることができ、管轄権の最大限度は、日本の船にいる付与される主権者の臣民に對してである。これらの船は、日本の領土の部分である。そして、イギリス船の船上にあるすべての人々がイングランドの法律に従属するという同じ原則によって、日本の管轄権は日本の船にいる外国人にも拡張する。したがって、イギリスの領事裁判所は、条約のもとで、公海上での日本船にいるイギリス臣民に對する管轄権をもっているのは適切である。

しかし、公海上でのイギリス臣民に對するそれ以上の管轄権は条約によることはできない。というのは、日本の天皇はかれが所有していないことを付与することはできないからである。その行使の有効性は、したがって、以前の問題に對する答えによる。すなわち、領事裁判所は条約によらない管轄権を有効に授けられることができるか。

第二に、裁判または処罰のために犯罪者を近隣のイギリス領土に移送することについてである。議会によってこの点に関して取られた立場の健全性を検討することは、われわれを最初の諸原則に引き戻す。たどって来た経過は以下のとおりである。

犯罪者は、イギリス当局の管轄権の範囲内にあるので、領事裁判所に連行される。しかし、一定の状況にあっては、管轄権は行使されないで、ある場合の被告人、または他方の場合の囚人は、もう一つの管轄権に移される。これらの諸状況が何であるかはさまざまの枢密院令ではっきりと見いだされる。現時点では、この事例の一般的側面だけが考察されている。今やこの事例の性格から、この法律がそれ自体の内部にそれがすべての事例に適用されることを防止する条件をもっていることは明白である。この条件は、イギリス人の犯罪者に對する管轄権がイギリス当局に排他的に与えられているということである。ある種の治外法権的条約で、われわれが見て来たように、管轄権は条約国の当局に共有されている。幾つかの場合に、土着の政府は訴訟手続きを監督し、手続きの進行に抗議する権限をもっている。他の幾つかの場合に、現地の役人は裁判所の一部をかれ自身が構成する。これらの場合に、条約を見ると、移送についての問題は一切あり得ない。すなわち、被告人の移送に関しては問題が一切あり得ない。しかし、これらの事例で既決囚の場合でさえ、そして、管轄権が条約国の当局によって共有されていない被告人と既決囚の両方の場合に、裁判と刑罰の双方が犯罪が生じた国の内部で執行されるべきかどうかという重大な問題

が私にはあるように思われる。私には、「イギリス当局」または「権限を与えられた公的な役人」がどこでもイギリス当局またはイギリスの役人を意味しているということは、条約にでてくるいつもの言葉である「イギリス当局」または「権限を与えられた公的な役人」の大変な拡張解釈であるように思われる。領事管轄権の全体の構想は、それと反対であるように思われる。私が示そうと努力したように、破られた治安は、その国の主権者の治安でなければならぬ。すなわち、女王の法律は、問題となっているいずれかの行為がその国の治安の侵害となるのかどうかということを決断することを許されているのであって、したがって、イギリス臣民にとって、事実上その国の法律となるのである。すなわち、女王の裁判所は、問題を検討して、判決を宣言することを許されており、したがって、イギリス臣民にとって事実上その国の裁判所となるのである。というのは、女王の領土外管轄権の遂行にさいしてなされたあらゆる行為と事物とは、あたかもそれらがその国の地方の法律によってなされたかのように有効なものとなることになっているからである。しかし、少なくとも裁判が犯罪のなされた国で執行されないならば、刑罰の全体的目的は、見失われる。

この原則は、一八七六年の中国との協定ではっきりと承認さ

れているように確かに見える。そして、この協定は、天津条約第一六条を説明していた。条約上、訴訟手続に参加する権利がいずれの国の役人に対しても一切留保されていないのだけれども、この協定では、「訴訟が被告の国籍の役人によって審理されること」と、「原告の国籍の役人が正義のために訴訟手続を監視するために出廷する」ということが、「了解されている」。この条項の規定はイギリス臣民だけが関係している訴訟のみに、移送の権限を限定しないということが述べられてもいる。それらは、告発者が同国籍または外国人である訴訟を排除しない。

刑罰としての追放は、より確実な地歩を多分占めているだろう。マダガスカルでの事例のように、追放は、条約ではっきりと認可されていることがよくある。しかし、追放は、その国の治安の一層の保証として、いつもではないとしても手に負えない犯罪者の場合に、枢密院令に非常にしばしば導入されている。今やわれわれは、ある程度の立法権限が条約の付与がもつ一般的な性格から生じるようだとこのことを理解する。この権限が解き放たれると、刑罰のこの奇妙な形式の導入は正当化されるようだ。しかし、付与においてこの用語「イギリス法」を導入することがこの立法権限を制限しないかどうかについての疑問は、

治外法権（七）

この問題にも拡張する。しかしながら、刑罰としての追放を認可することは、裁判、または、刑を課するの、いずれかのための移送に拡張するとは思われない。

第三に、東洋諸国への逃亡犯罪人法の適用について。

逃亡犯罪人法とは何かということをしばらく考えよう。それは、われわれの植民地帝国に適用される送還である。われわれが全領土のひとつの部分からもうひとつ別の部分に逃亡する犯罪者を扱うようになると、主権の状況が、網がもつとずっと広い範囲にわたって投げかけられることを可能にする。時々庇護権とよばれるものに対する保護手段として送還条約に導入される規定や制限は一切必要ない。しかし、この問題を単に述べただけでは、領土外管轄権法に対して「枢密院令によって適用される諸法律」の表のなかでこの法律を含めることの妥当性に疑問を投げかけるように思われる。治外法権の特権を付与した外国は、それによって植民地とはならない。特権が付与された条項の解釈において、用語がそれらの文面上もっていいない解釈を支持するために慣行や黙許に訴えることがあるかもしれないけれども、私には、条約で述べられていない主権的権利の放棄を慣行によって主張することはできないと思われる。文明国であれ、非文明国であれ、また、キリスト教国であれ、イスラム教

国であれ、それらの国によって所有される主権的権利は、その国の国境内に入ってくるすべての人を保護するものである。犯罪者を犯罪者の属する政府に引き渡す権利と並んで、かれらを引き渡すことを拒否する権利もある。犯罪者は犯罪者を引き渡す条約に拘束されよう。しかし、ある文明国の明示の許可なしで、別の国が刑罰を強制するためにある文明国の領土内に武装して入ってくることを許すことはあり得ないのとまさに同様に、非文明国がそのようなことを許すこともあり得ない。さらにもた、ある国が、その法律執行上のかつ司法的行為がその国によってある目的のために認可されている別の国の役人が、認可されていないばかりでなくある国の主権を侵害する別の行為を認可されている行為に追加するのを許すことはあり得ない。

正確には同一の原則によるが、詳しく議論する必要のないもうひとつ別の問題が述べられよう。それは、民事事件での、条約港にある領事裁判所から近隣の植民地の高等法院への上訴である。

この程度まで、女王の領土外管轄権の行使が、それが外国の主権者とイギリス臣民に影響を与えているので、批判に値するものであると、私はあえて考えるものである。

第二章 枢密院令の一般的構造

今や、われわれは、枢密院令の一般的原則を検討する所にいる。枢密院令には二つの形式がある。第一は短く、第二のものはずっと詳細であつて、今やほとんどすべての場合に短いものと取つて代わりつつある。両方の種類の枢密院令の基礎となつている原則の要約をすることが便利であろう。

短い形式の一つの例として、わたくしは、一八五七年八月二七日の日付をもつモロッコに關係する枢密院令(註)を取り上げる。

(註) この枢密院令は、いまや一八八九年一月二九日の日付をもつものと長い形式の枢密院令に取り替えられた。

領土外管轄権法と、女王陛下がモロッコの سلطان 陛下の領土で権限と管轄権をもつてゐるという事実とを引用した後で、この枢密院令は、「そのような権限と管轄権の適法的かつ効力をもつ行使についての」以下の諸規定を定める。

「いずれかの条約または協定の諸規定、または現に効力を有するかまたは女王と سلطان の間で今後締結されるかも知れない条約または協定に付屬する諸条例の諸規定の順守を遂行し、

この後言及され規定される手段と方法で強制する完全な権限をもつ」領事の任命。

そして、いずれかのそのような条約または協定の諸規定の順守のための諸規則や諸規定を作成し、それを罰則または收監によつて、またはその両者によつて強制する。

モロッコの Sultan の領土内にいる女王陛下の臣民の治安と秩序とよき統治のために(第一条)。

領事によつて制定された諸規則は、領事館内の目につく場所に固定して掲示されなければならない。そして、その写しは販売に供されるものとする。領事の肉筆の署名で証明された諸規則の印刷の写しは、諸規則の最終の証拠となる。刑罰規則は、外務大臣によつて課せられるものとする。

管轄権が、条約の諸条項、または条約に付屬する諸規則、またはそれらの順守のために制定された諸規則の侵害に対してイギリス臣民を裁判にかけ、刑罰を課すために、領事に与えられている(第三条)。

管轄権は、二〇〇ドルを超える罰金または一カ月を超える收監の場合に補佐人が付されて、その他の諸規則の侵害に関しても領事に与えられてもいる。補佐人は、告発された当事者の有罪または潔白に関して、またはかれの刑罰に関して、決定する

権限を一切もたない。だが、補佐人が判決に不同意の場合、領事は、刑の言い渡しを行う、または免責証明書を受領するために、有罪を宣告された人物が将来出廷することのための保証を取らなければならない。保証を提出しない場合、かれは拘留される。この決定は、この決定を裁可または変更または破棄する権限をもつ代理公使および総領事に報告されるものとする（第四條）。

領事館の下級職員の設定は管轄区の上級職員によって修正されるものとする（第五條）。

領事のすべての決定についての上訴は、代理公使にするものとする（第六條）。

ある領事管轄区から別の領事管轄区に逃亡した人物は、かれらが発見された領事管轄区で裁判を受けるものとする（第七條）。管轄権が、スルタンの領土のいずれかの地域内で生じたイギリス臣民に対してムーア人によって提起された民事紛争を審理し、決定するために領事に与えられる。この裁判には、その町のムーア人の総督またはその他の役人が臨席する。原告が不服であれば、かれは、ムーア人の外交長官に上訴する権利もっている。そして、被告は、不服であれば、女王陛下の代理公使と総領事に上訴する権利もっている。いずれの場合も、上訴

に関する決定は「どの点から見ても最終的で終局的」であるものとする（第八條）。

同様に、ムーア人に対してイギリス人によって提起されたモロッコで生じた民事訴訟は、ムーア人の当局によって審理されるものとする。適当であると考えらるならば審理の間領事は出廷する。そして、最後の条項にあるように、いずれの当事者も、自分の国籍の当局に上訴してもよい。上訴についての決定は最終的なものである（第九條）。

スルタンの領土内で生じたイギリス臣民の間でのすべての民事訴訟は、領事によって審理されるものとする。上訴はジブラルタルの高等法院になされる（第一〇條）。上訴の手続きはこの条項で規定される。

領事は民事訴訟で補佐人を召喚できる。補佐人は決定に関与しないものとする。しかし、補佐人が不同意ならば、かれらの不同意の理由は、上訴が決定に対して提起されれば、ジブラルタルの高等法院に伝えられるものとする（第一一條）。

領事は、モリスヤスで判決が執行されるのと同じの方法で、差し押え、競売、または収監によってかれの判決を執行することができ（第一二條）。

なおいっそうの証拠は、条件に関する上訴において認められ

料てもよい(第一二三条)。

領事は、宣誓している証人を尋問してよいし、証人としてイギリス臣民の出廷のための強制命令を発行してもよい(第一四二条)。

領事またはムーア人の当局の前で虚偽の証言をなしたイギリス臣民は、偽証罪で有罪宣告され、罰せられるものとする(第一五一条)。

領事は和解を促進しなければならない。そして、当事者の同意によって、紛争を仲裁に付してもよい。仲裁裁定は、領事の判決とみなされる(第一六条)。

領事は、モロッコで何らかの犯罪または違反をなして告発されているイギリス臣民が逮捕され、領事の前に連行されることを命じることができる。裁定されるはずの刑罰が一カ月以上の収監または二〇〇ドル以上の罰金であるならば、裁判は補佐人の陪席とともに運営されるものとする。そのような事件での刑罰は、一二カ月の収監または一〇〇〇ドルの罰金を超過してはならない。補佐人は判決に一切関与しない。しかし、補佐人が判決に不同意ならば、裁判の報告は、宣告と刑罰を裁可し、修正し、または軽減する権限を有する代理公使に送付されるものとする(第一七と一八条)。

モロッコで「さらにイギリス臣民の側での犯罪と違反をもつと効果的に抑制するために」、領事は、一度にわたって有罪を宣告され罰せられた後で、自分の将来の善行を保証できないイギリス臣民をモロッコの外部に送致せしめてよい。国外退去は、ジブラルタルあてで、イギリス船でなされなければならない(第一九条)。

刑罰に加えて、国外退去は、放火、不法目的住居侵入、切り付け、身体障害を起こさせる傷害、突き、または傷害、その他の生命を危険にさらす暴行、または故意または不正な偽証の場合の最初の犯罪に対して認められる(第二〇条)。

イギリス臣民がまさに公共の治安を侵害しようとしているという逮捕されるべき相当な理由がある、という一人またはそれ以上の信用できる証人によって与えられた情報によって、領事は、その人物に善行の保証を与えることを要求してよい。そして、治安侵害に対する有罪宣告と刑罰の後で、かれは善行の保証を要求してもよい。そして、いずれの場合も、保証が与えられないならば、そのイギリス臣民はモロッコの国外に送致されることができる(第二一条)。

国外退去のすべての事件は、代理公使に報告されるものとする(第二二条)。

管轄権は、密輸事件において領事に与えられている（第二三条）。

下級領事館職員によって宣告された判決は、適当と考えるならば判決を修正することができる管轄区の上級職員に送付されるものとする。事件が補佐人の陪席のもとで審理され、補佐人が判決に不同意である場合、その事件は代理公使に直接報告されるものとする（第二四條）。

普通の暴行事件で、領事は、和解を促進し、金銭賠償がなされることを許可し、手続きを停止することができる（第二五條）。すべての手続きの議事録は、領事館の公的事務所で保管されるものとする（第二六條）。

条約の諸規定に対する、条約の遵守のための諸条例に対する、治安と秩序とイギリス臣民のよき統治のための諸条例に対する侵害を除き、イギリス臣民によってなされた行為は、イングランドの法によって罰せられることができる場合にだけ罰せられることができるものとみなされる。

女王陛下下の領土で審理され刑罰を課せられるのが都合がよい犯罪は、ジブラルタルで審理され、領事は、裁判のために事件をジブラルタルに送付する権限をもっている（第二七條）。

移送と、領土外管轄権法の移送条項の遵守のための条例は、

第二八條と第二九條で規定されている。

ジブラルタルの高等法院は、モロッコでのイギリス臣民の間のすべての民事訴訟で領事と同一の管轄権をもつものとする。

領事のまえでのすべての手続きは、ジブラルタルの裁判所によって、移送令状またはその他によって停止されることができ（第二〇條）。

過料と罰金は、船舶や一切の動産の差し押さえと競売によって課せられる。売買または譲渡抵当または不動産譲渡の證書は、逮捕後に作成され、または犯罪の結果から所有者を守る意図をもってしているならば、本規定を破ることは一切できない（第三一條）。

領事は、訴訟規則、手数料表その他を作成することができる。手数料表は、公的事務所で表示されるものとする（第三二條）。すべての手数料、罰金その他は、（それらが辞退されない限り）条約によってスルタンに支払われるべきものを除いて、公的勘定に払い込まれ、領事館の経費の削減に充たされるものとする（第三三條）。

領事は、遺言検認状、または財産を残してモロッコで死亡したイギリス臣民、またはイギリスの保護下にある国または地域の現住民の無遺言財産に対する遺産管理状を付与することがで

きる。故人の死亡から三〇日以内に検認または遺産管理状の請求がなされなければ、領事は、遺産を管理し、収支計算で収益から二・五%の手数料を取っておくものとする（第三四條）。

モロッコに居住するイギリス臣民は、港内のイギリス船舶の登記簿上で生まれた人を除き、領事館の登記簿に登録されることを求められる。十分な理由がないのに登録することを拒否または無視する臣民は、「かれが関係するいづれの訴訟、紛争、または困難に関してイギリス臣民として確認または保護される権利をもたない」（第二五條）。

領事は、商船海員または商船の規制について、女王陛下の領土の治安判事によって行使されるすべての権限を行使するものとする（第三六條）。

この枢密院令でのなごとも、モロッコの領事が「女王陛下と友好関係にある他の国の内部でイギリス領事が、法律、慣行または黙許によって、行使する権利を与えられているか、行使してもよい、いづれかの行為を行使すること」を、妨げるために解釈されてはならない（第三七條）。

領事に対する訴訟の制限は、第三八條で規定されている。第三九條と第四〇條と第四一條とは形式的なものである。

もっと精巧な形式の例として、わたくしは、時に応じて修正されている、一八六五年三月九日付の中国と日本に対する枢密院令を取り上げる。この枢密院令は、一八六〇年一月三日に短い形式で公布された枢密院令と取り替えられた。

さまざまの議会の制定法と枢密院令とを引用してから、一定の用語が第一節、「緒言」で定義された。

第二節は、「女王陛下の管轄権に関する一般的规定」を定めている。この管轄権は、以下のようにであると宣言されている。すなわち、

イギリス臣民の間の、または外国人とイギリス臣民との間の紛争での問題の司法的審理と決定について、または、

イギリス臣民との財産または身体の管理について、または、イギリス臣民によってなされた犯罪または侵犯の鎮圧と刑罰を課することについて、または、

イギリス臣民の間での治安を維持することについて。

上記の民事と刑事の管轄権は、「事情がゆるす限り」、イングランドで、かつイングランドに対して、当時効力を有する「コモンロー、エクイティ、制定法、その他の法の諸規則にもとづき、かつそれに調和して行使」されるものとする。それは、イングランドの裁判所と治安裁判所とに授与されているのと同じ

権限でもって、そして裁判所で裁判官の前で一般に行われてい
るのと同じ訴訟手続きの経過に従って行使されるものとする。

枢密院令、または枢密院令のもとで制定された諸規則によっ
てはつきりと明示された侵犯を除き、諸行為は、それらがイン
グランドで罰せられるべき場合にだけ、罰せられるべきものと
みなされる。

第三節は、裁判所の構成を扱っている。

第四節は、陪審員として奉仕し、補佐人として召喚されるべ
きイギリス臣民の資格を明示する。

第五節は、女王陛下の裁判所の管轄権を扱っている。

中国と日本にある領事裁判所が、香港の高等法院によって発
行され、裁判所の印鑑のもとで執行するようにとの要請が添付
されている「令状や命令を執行できる」ということが特に規
定されている。担保を、香港の法廷に出頭することを指名され
た人物から取ることができ。または、かれを植民地の監獄に
収監してもよい。そして、一般的に、中国と日本にある裁判所
は、「民事または刑事の裁判の運営に関係する個々の事項で互
いに補充しあう」ものとすると規定されている。^(註)

(注) この枢密院令を読むときに、植民地裁判所から領事裁判所
を区別することに非常に注意を払わなければならない。「中国と日
本にある裁判所」という表現は、香港のすべての裁判所を含まない
のである。

民事事件での和解は促進され、仲裁が奨励されなければならない。
ない。

すべての裁判所は、コモンローとエクイティの裁判所とする。
以下の特別の管轄権は、「事情が許す限り」、高等法院だけに
か、または全裁判所に、与えられる。

破産では、イギリス臣民と、イギリス臣民であるか、管轄権
に従属する外国人のいずれかであるかれらの債務者と債権者に
関して、イギリス破産当局の管轄権。

イングランドの検死官事務所に帰属するすべての権限と権利
と義務。それらは、陪審員を召喚し、召喚に服従しない者に罰
金を課する権利を含んでいる。

「中国と日本に対するかつその内部の、そして、中国または
日本に向かっていてはまたその内部にある船舶または人物にた
いする」、植民地海事裁判所の管轄権。

心神喪失の場合に、イングランドの大法官によって行使され
る、精神障害の人物のその身体と財産の保護と管理とに関連す

料
の管轄権。

婚姻関係事件では、婚姻の取り消し、または無効、または詐称に係る管轄権を除き、イングランドの離婚裁判所のすべての管轄権。

遺言検認で、死亡した当時、中国または日本で固定した居所をもっていたイギリス臣民の財産に関して、イングランドの検認裁判所のすべての管轄権。

遺言であるか、または遺言であると称する死亡したイギリス臣民の文書を所有しているか、管理下においている人は、二五〇ドルを超過しない罰金を前提として、故人の死亡を知ったときから一四日以内にそのような文書を裁判所に預けるものとす

る。
死亡した当時中国または日本で固定した居所をもっていたイギリス臣民が遺言を残さなかった場合、かれの人的財産は、それが検認裁判所の裁判官にイングランドで帰属するように、遺産管理状が付与されるまで高等法院の裁判官に帰属させられる。故人の死亡後三カ月以内に遺言検認状または遺産管理状を取

得しないで故人の人的財産を処理することは、五〇〇ドルを超過しない罰金を受ける。
中国または日本で固定した居所をもたない中国または日本に

いるイギリス臣民の死亡に際して、事情が要求するならば、裁判所は、故人の財産を占有するか、またはそれを裁判所の封印によって封印するか、またはそれが法にしたがって処理されることのできるまで保管することができる。

刑事事件で、どの裁判所も、「その裁判所の管轄区内にあって中国または日本で犯罪または違反を犯したとして告発されているイギリス臣民を、逮捕させ、裁判所に連行させることができる」。女王陛下の領土で、犯罪が裁判にかけられるべきか、裁判にかけられことになっているならば、裁判所は、予備的審問を行い、非告発人を裁判にかけ、「そして、被告発人が予定された裁判の場所へ連行させるか、連行されることを許すことができる」。

令状を発行した当局の管轄権の範囲内で犯罪をなしたとして告発されたイギリス臣民を逮捕するために、領土の権限を有する当局によって発行された令状は、その裁判所によって裏書されることができ、それから、被告発人が逮捕され、そして被告発人が令状に従って送還されることについて十分な権威をもつ。犯罪が女王陛下の領土内で裁判され刑罰を課せられるのが適切である場合、被告発人は裁判のため香港に移送されてもよい。

刑罰が死刑の場合、報告が公使になされなければならず、そ

の刑の宣告は、かれの指示がなければ執行されてはならない。公使は、死刑宣告を他の何らかの刑に変更することができる。

領事裁判所によって課されたものであれ、公使によって指示されたものであれ、刑罰は、それらが課される形態としても、イングランドの法律に可能な限り従わなければならない。

裁判官は、イングランドの國務大臣またはイギリス公使に対して、刑の軽減を勧告することができる。そして、この勧告は、勧告がなされた当局の命令によって執行することができる。

中国での収監の場所は、國務大臣によって裁可されるものとする。しかし、適当である場合、犯罪者は香港に収監のために移送されてよい。

第六節は、戦争または反逆行為または謀反を扱い、以下のよ
うな犯罪を創設している。

女王陛下が友好関係にある中国または日本の皇帝に対して、事情によって戦争をしかけるか、軍事行動に加担すること。

戦争、反逆行為または謀反を実行する人物を支援するか、教唆すること。

両方の場合に、国外退去が刑に付加されてよい。

中国皇帝に対する戦争、反逆行為または謀反を実行することにかかわっている人物に対して、中国皇帝の軍隊に入って軍事

行動に参加すること。

第七節は、条約と条約とに関連して、以下の犯罪を創設している。

そのことに關して何らかの罰金が条約で規定されている、条約の諸規定を侵害するか、またはそれを遵守しないこと。行使は、中国と日本に居住または滞在している「イギリス臣民の平和と秩序とよき統治のための」そして「条約の遵守のための、およびイギリス臣民と中国および日本の臣民と政府当局との間の友好的關係を守るための」条約を制定することができる。

条例は、それらが女王陛下によって裁可されるまで効力をもたないものとする。緊急の場合、条例は、不裁可になるまで効力をもつものとする。

条例は罰金を課してよい。条例は、印刷され領事館ではつきりよく分かるように展示されなければならない。そして、条例は、一カ月間展示された後でなければ施行されない。

第八節は、日本との違法貿易を取り扱っており、違法貿易を収監をとまなうかともなわない、本人または代理人または船主または船長または積み荷監督人の一〇〇〇〇ドルの重い罰金のつく軽罪とする。貿易は、条約港以外の港で行われるならば違法である。

違法貿易に関与しているまたは関与していると疑われるイギリス船は、女王陛下の船舶によって捕されてもよいのであって、犯罪者たちは日本のいづれかの港か、その他の裁判に都合のよい所に連行される。

第九節は、日本の領水へのイギリス船の立ち入りに関する条例を制定する権限をイギリス公使に与える。条例の違反について船は捕されてよい。

第一〇節によって、中国または日本にいるイギリス臣民による海賊行為は、どこでなされようと、領事裁判所の管轄下におかれる。

第十一節は、信仰に対する以下の犯罪を創設する。中国または日本で設立されるか祭られている信仰を公然とちよう笑または侮辱すること。何らかの宗教行為または祭礼または儀式に対して、または礼拝の場所または墓または信仰またはその信仰の聖職者または告白者に属する聖域に対して公然と侮辱すること。信仰またはその儀式または礼拝の様式を憎悪またはちよう笑または侮辱の対象にして、それによって公共の治安を侵害する傾向にある行為を故意に行うこと。

領事館職員は、そのような犯罪を防止するための警告措置をとるものとする。

第二二節は、領土外管轄権法の第一四条で創設された中国の海岸から一〇〇マイル以内にある権限を扱っている。中国の海岸から一〇〇マイル以内にある、イギリスまたは中国または日本の船の上で、または、ある国家の旗の保護を主張する権限を法的に与えられていない船の上で、イギリス臣民がおかした犯罪は、中国または日本にある領事裁判所の管轄権内に置かれる。その犯罪は、事情に応じて、中国または日本で犯されたかのように、裁判される。

中国または日本に派遣されている行使、高等法院の裁判官、中国または日本の領事館職員のいづれか、または香港総督は、イギリス、中国、または日本の船の上で、または、旗の保護を主張する権限を与えられていない船の上で、脱走兵が隠れたという十分満足すべき情報を得たとき、搜索と逮捕の令状を発行してよい。そして、逮捕されたその人物が脱走兵であると納得したならば、かれは、連行され、女王陛下の軍隊の一番近くの駐屯地または、中国の泊地の女王陛下の船舶の一隻を指揮する将校に引き渡されるものとする。

第二三節は移送を扱っている。領事裁判所は、治安侵害をまさに犯すまたは引き起こそうとしていると予想される人物に、治安の維持または将来の善良な態度に対する保証を要求するこ

とができる。有罪の宣告を受けた人物からも保証人を要求することができ、保証人を見つけることができないときは、裁判所は香港またはイングランドへの移送を命じる令状を作成することができる。しかし、その場合、移送されるべき人物の同意なしにどのような所へも移送できない。すべての移送令状の報告は國務大臣と行使となされるものとする。香港への移送の場合、警察裁判長は総督に報告するものとする。総督は、さらにイングランドへの移送、または、当該人物の監獄からの釈放を命じることができる。

国外追放された後に國務大臣の許可なくして中国または日本にもどることは、樞密院令のもとで犯罪を構成し、罰金または収監の刑罰を課せられ、国外退去を命ぜられる。

第四章によって、イギリス臣民の登録は強制的とされる。登録をしないことは、認定と保護を喪失することに加えて、一〇ドルの罰金を伴う。

外国人による行為は、第五章で扱われている。この問題での法律は既に完全に説明された。

当該国の裁判所が要求する場合、イギリス臣民が証言のため、にイギリス裁判所に出廷することを命じる規定がある。

第一六、一七、一八節は、それぞれ下級裁判所から上級裁判

所への上訴について扱っている。裁判官によって規定される訴訟規則は國務大臣の裁可に従う。そして、そのことは樞密院の女王陛下への上告をとまなう。

第一九節には次の諸規定がある。

女王陛下の恩赦の大権は不変である。

樞密院令は、樞密院令によって制定されないならば、領事が法律または慣行や黙許によってなすかもしれない非司法的行為をなすことを禁じている。

領事は、イギリス臣民の間での紛争で和解を促進するものとする。

領事裁判所は、証人としてイギリス臣民が出廷するための強制命令を作成することができる。

どのような手続きでも虚偽の証言は、故意かつ不正な偽証とみなされるものとする。

手数料、罰金、過料その他は、船舶、動産および土地の差し押さえと競売とによって課し得る。それらは、犯罪の結果に関して保証の目的で作成された財産の売買または譲渡抵当または譲渡の証書によって無効とはされないものとする。

条約によって現地の政府に支払われるべき罰金と過料を除き、罰金と過料とは、公的勘定に組み入れられ、領事裁判所の手数

料の削減に利用されるものとする。

移送の細目は作成される。

資

領事裁判所の職員の公務執行を妨害、法廷で脅迫または暴力の行使または無礼な態度をとり、裁判官または領事裁判所職員を侮辱した人物は、裁判所によって即座に罰せられるものとする。

職員による財物強要とその他の不品行は、略式手続きによって処理される。

職員に対する出訴期限は決定される。

第二〇節は、犯罪逃亡人の逮捕と送還とについて中国と日本の領事裁判所から発行された令状に効力を与えるうえで必要な管轄権を香港の裁判所に与える。

第二一、二二、二三節は、形式的な事柄を扱っている。

一八七七年一〇月二三日の枢密院令によって、香港の高等法院は、植民地から一〇マイル以内にある、いずれかの場所または土地でイギリス臣民によってなされた犯罪と、イギリス臣民の間のすべての民事的紛争とに対して、中国にある領事裁判所と同一の管轄権を与えられている。

一八八一年一〇月二五日の枢密院令は、中国と日本にいるイ

ギリス公使が、外国の租界または居留地の自治政府のために、「土地条例」、港湾条例、またはその他の条例を制定または採用するうえで、女王陛下と友好関係にあるいずれかの外国列強の行使と共同することができるとさらに規定している。イギリス臣民に関しては、共同条例はそれらがイギリス臣民だけに関係しているかのように効力をもち拘束力をもつものとする。

これらの諸条例は、女王陛下の裁可に従う。

上記の権限は、監獄の管理と監獄の規律に対して犯罪をなした囚人の刑罰とこの枢密院令で扱われている。

以下の主題もまたこの枢密院令で扱われている。

中国または日本にある土地または家屋の譲渡抵当の登録。

中国または日本にある人的財産に影響を与えるためにイギリス臣民によって作成された売買証書。

共同経営者による、または、に対する訴訟。

外国人による、または、に対する訴訟。

中国または日本の裁判所で、または、女王陛下と友好関係にある外国の裁判所で、要請された証言を行うために、その裁判所にイギリス臣民が出廷することを命じる権限。これは、中国と日本の外国の領事裁判所をも含んでいる。

一八八四年六月二六日の枢密院令によって、朝鮮は、すべて

の中国と日本に関する枢密院令の施行することに含まれる。そして、以下の追加的条例が制定された。

帝国の制定法またはどのような枢密院令、または、そのような枢密院令または制定法によって制定された方式または条例が中国または日本または朝鮮で適用され得る場合、そのような制定法、枢密院令その他は、「裁判所の構成と管轄権および地方の状況が許す限りでのみ適用され得るものとみなされる。そして、それらの適用を促進するために、それらは、必要とされる本質に影響を与えない変更または適合によって解釈され使用されてよい。さらに、いずれかの裁判所、裁判官、職員または当局によって、またはそれらに対してなされることが要請されているどのようなことも、同じようなまたは類似の機能をもっている裁判所、裁判官、職員または当局によって、またはそれらに対してなされてもよい」。適用で何らかの困難が生じる場合、國務大臣はどのようにしてそのような問題に適用されるかを指示するものとする。

一八四九年と一八六〇年の（植民地の）海事犯罪法と一八六七年の商船法第一条は、適用され、必要な立法がなされた。

一八八一年の逃亡犯罪人法は適用され、中国、日本および朝鮮は、この法の目的のために一つのグループとされた。

幾つかの枢密院令、領事とその他の職員の任命、領事裁判所と管区の構成と範囲、領事の印鑑と署名、そして、枢密院令のもので制定された諸規則と条例は、裁判所によって確知されるものとする。そして、そのような事柄についてはどのような立証も必要とされない。

一八五一年の証拠法の第七条と第一条が適用される。

最近発行されたすべての枢密院令で、さらに付け加えられた条項が導入された。それは次のような趣旨のものである。すなわち、連合王国またはイギリス領土でなされたならば、以下の諸法律に対する犯罪となるであろうイギリス臣民によってなされた行為は、

一八八七年の商標法。

一八八三年から一八八八年までの特許・意匠・商標法。

著作権、または発明・意匠・商標に関して当時効力をもってしている議会制定法、法律、枢密院令。

上記の法律に対する修正または補充の法律。

その行為がイギリス臣民または外国人の人的財産または権利に関してなされようとなされまいと、枢密院令に反する犯罪として罰せられるものとする。

以下のような但し書きがある。すなわち、そのような法律または枢密院令の写しが領事館で発行されるものとし、あらゆる相当な期間どのような人による閲覧にも公開されるものとする。さらに、イギリス臣民ではない訴追者による、または、訴追者のための訴追は、領事の書面による同意なくして取り上げられて審理されてはならない。領事は、かれがイギリス臣民の利益に関係する、または影響を与える、訴追者がその臣民である国家の臣民によってなされた同一の行為をその国で罰するための効力ある規定が存在することを十分納得しないかぎりそのような同意を与えなくてよい。

中国と日本のすべての領事裁判所のために、一八六五年五月四日に公布され、一八六五年の枢密院令のもとで作成された裁判所規則では、この場所での特別の告知の要請はほとんどない。財産の強制競売での差し押さえに関して、競売のための命令は、財産が強制執行がなされる人物に属していることと、裁判所が管轄権を行使する権限をもっている地域にあることに、裁判所が一応納得しない限り作成されないとすることが規定されている。

管轄外にいる当事者に関して、使用される用語は、保証人を

発見することを要求されている原告についても、さらに、被告に対する令状またはその他の書類の代替送達についても、「特定の裁判所の管轄権外にある」である。これは、県裁判所の管轄権がイングランドで扱われているのと同じ方法で、地方裁判所の管轄権にのみ言及しているのかもしれない。規則が「管轄権外の」すなわち事情によっては中国または日本の外にある原告または被告というずっと大きな問題を扱っているかどうかは、一見した所明白ではない。

同じように、犯罪者の逮捕と刑事事件での証人の喚問を扱っている規則は、「特定の管轄権の内部にある」イギリス臣民に言及している。

搜索令状に関して、令状は「家または場所の占有者の国籍によって、裁判所が管轄権をもっている家または場所での」搜索を正当化することができることが規定されている。

全般的に、すべての刑事裁判および裁判の以前と以後の諸手続きは、刑事裁判と対応する諸手続きがイングランドで運営されるのとはほとんど同じように運営されるものとする。